

龍野の町並み

うすくち醤油発祥の地として、
醸造業で栄えた龍野城下の商家町

たつの市龍野伝統的建造物群保存地区修景ガイドライン



修景ガイドライン策定の目的

たつの市龍野伝統的建造物群保存地区(以下「龍野伝建地区」という。)は、令和元年12月に国の「重要伝統的建造物群保存地区(以下「重伝建地区」という。)」に選定され、令和2年度から修理・修景事業を実施しています。

修理事業は、原則として伝統的建造物を創建当時の姿に復原することを目的とするため、建造物の現状と過去の痕跡を詳細に調査し、周囲の伝統的建造物を参考に設計を行います。

一方、修景事業は、伝統的建造物以外の建物について、新たに建てたり、外観を改修したりする場合に、周囲の歴史的町並みと調和を図ることにより、重伝建地区全体の町並みを整えていこうとするものです。

修景事業では、修理事業のように過去の痕跡など外観デザインを決定する根拠がないため、建て主や設計士、施工業者、専門業者の考えや思いが大きく反映されることになります。

しかし、そのデザインは、単に和風であれば良いというものではなく、龍野伝建地区全体の価値を高めるものでなければなりません。

本ガイドラインは、このような現状を踏まえ、龍野伝建地区における「修景基準」とその細則を明確に示し、本地区の町並みを今後も継続的に保存していくことを目的として、策定するものです。

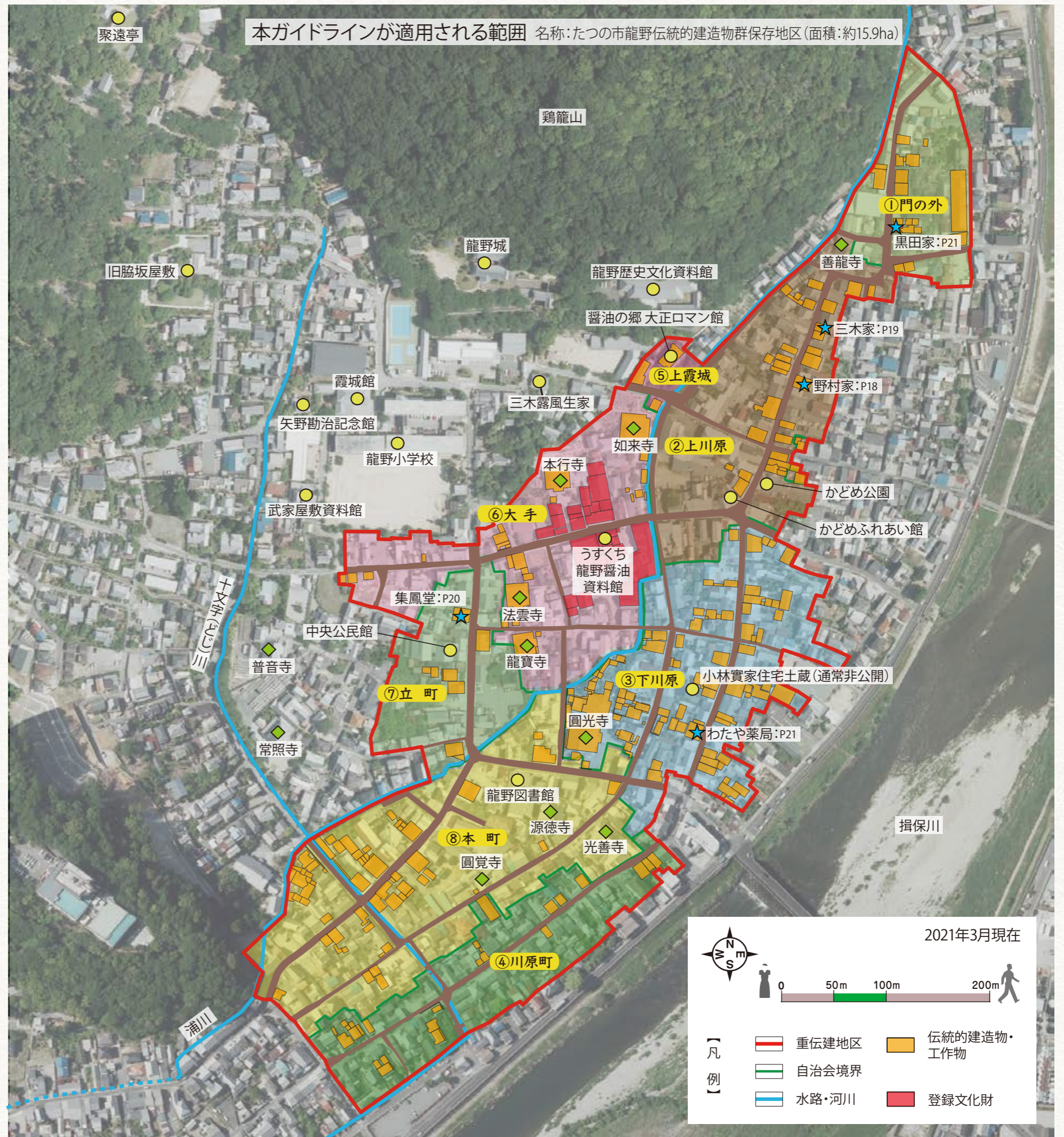
技術検討会を通じた修景ガイドラインの策定

伝建事業は、文化財保護法に基づく事業ですが、細部における裁量は市町村に委ねられているため、一方では「まちづくり」の事業とも言えます。そのため、龍野伝建地区における「まちづくり」の主体である住民、設計士、施工業者、各専門業者の参加による技術検討会を開催し、修景ガイドラインの検討を行いました。

特に、第1回では、龍野の町並みの調査研究に長年携わっておられる京都府立大学大学院大場修教授による講演とまち歩きを開催したことにより、参加者は、改めて龍野の伝統的建造物の特徴について理解するとともに、伝統的建造物等を保存活用することの重要性を再認識しました。

4回の技術検討会を通じて、高さや色彩、瓦など部位ごとに検討を行い、最終的には、技術検討会の参加者が実現すべき「まち」の姿をイメージしながら、修景ガイドラインを策定しました。

伝建事業は、将来にわたり続いていく事業です。今後も多くの住民や地域の関係者が本ガイドラインの検討を積み重ねることにより、多様でありながらも「龍野らしさ」を感じられる町並みが整備されていくものと考えます。



それぞれの時代の情緒と風情がそのままに息づく、龍野の各地区

① 門の外(もんのそと)

寛文12年の文書に「御門外」と記された上川原の枝町で、善龍寺の東にはかつて惣門があり、その外という意味が地名の由来です。当時は紺屋(染物屋)が軒を連ね、地区の東には公用の馬繋ぎ場もありました。現在は、本市の地場産業である淡口醤油を製造する事業所があり、醤油の香りが漂う醸造のまち「龍野」にふさわしい景観のある地区です。



② 上川原(かみがわら)

揖保川河川敷に形成された町の北部に位置することが、地名の由来で、17世紀前半の古文書には、上川原の地名が確認できます。江戸時代は、地区内を緩やかに曲がる通りに沿って、多種多様な店が軒を連ねる商家町でした。現在も町家造りの面影を残す建物が多く、本瓦葺きの屋根と塗籠の2階部分が特徴的な町並みです。近年は、古民家を再利用した喫茶店や美容室、書店なども営まれています。



③ 下川原(しもがわら)

揖保川河川敷に形成された町の南部に位置することが、地名の由来です。江戸初期は、酒造業、中期以降は、醤油醸造業が盛んな商家町でした。明治時代になると、乾物屋や豆腐屋などの日用雑貨の商店街に変化しました。2階の外観に伝統的な町家の意匠が比較的良好に残っており、小規模な町家が軒を連ねる様は、城下町龍野の落ち着いた風情を今に伝えています。



④ 川原町(かわらちょう)

揖保川河川敷沿いに形成された町、つまり川原であったことが、地名の由来です。江戸時代には、町人地に武家屋敷も点在し、川沿いには商家が軒を連ねていました。また、龍野藩に仕える儒学者の本間家、俣野家、藤江家が並んでおり、俣野氏の私塾「幽蘭堂」は、藩の内外の子弟が学ぶ庶民教育の場であったことが分かっています。屋敷型住宅や町家、洋館が散在する中に、高塀が連なる独特の景観を持つことが特徴です。



⑤ 上霞城(かみかじょう)

「霞城」は、龍野城が霞城と呼ばれたことに由来し、現在は上、中、下の三地区に分かれています。上霞城一帯は、龍野藩に仕える武士やその家族が住む武家地であり、藩政の中心地でした。また、大正時代に建てられた旧龍野醤油同業組合の事務所と醸造工場は、「醤油の郷大正ロマン館」として改修され、龍野地区の観光案内や地場産品の販売等を行っています。



⑥ 大手(おおて)

龍野城の大手門周辺に形成された地区であることが、地名の由来です。江戸時代から醤油醸造業が盛んで、タイルと石貼りの洋風建築の「うすくち龍野醤油資料館」は、ランドマークとなっています。また、大手には4つの寺院があり、通りから見る山門の風景と、その奥に見える本堂の大屋根の存在は、周辺の町家や土蔵造りの景観と相まって、落ち着いた歴史的な風景を作り出しています。



⑦ 立町(たてまち)

龍野城の大手門から南へ縦(立て)に延びる道筋にあったことが、地名の由来です。江戸時代には、小売業や両替業等を営む商家で賑わっていたほか、現在の中央公民館の位置には、町会所(集会所)が設置され、明治以降は、同じ場所に龍野町役場が設置されるなど、行政の中心地でもありました。伝統的な町家による家並みの中に、明治期に建てられた洋館が混在しているのが特徴です。



⑧ 本町(ほんまち)

龍野城の大手門から南下した位置にあり、城下町の元(本)となる町であったことが、地名の由来です。江戸時代には、今宿筋(現在の龍野図書館前の通り)から十文字川までの下町筋に醤油業者が集まる醸造町でした。土知川(十文字川)口に御番所が置かれ、日山村との境にあたる川原町筋交差点には門が設けられていました。十文字川沿いに連続する白壁の建物が美しく、豪壮な商家が並んでいることが特徴です。



修理、修景、許可基準

龍野伝建地区内の町並みを維持していくため、地区内で建築物などの修理や建て替えなどを行う場合には、一定の基準に基づく必要があります。

基準には、「修理基準」「修景基準」「許可基準」の3つがあり、対象物と行う行為によりその適用が異なります。

【修理基準】

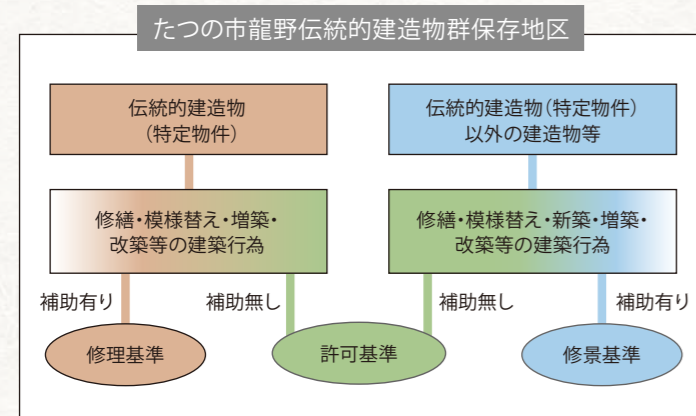
「修理基準」は、伝統的建造物(特定物件)及び環境物件を「修理」「復旧」する場合に適用される基準です。伝統的建造物の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査の上、原則として現状維持又は然るべき旧状に復原することを基本的な考え方としています。

【修景基準】

「修景基準」は、特定物件以外の建造物の新築、増築、改築又は移転や修繕、模様替え、若しくは色彩の変更などを行う場合に適用される基準で、龍野の伝統的建造物群の特性に調和することを基本的な考え方としています。

【許可基準】

「許可基準」は、龍野伝建地区内の全ての建築物などの外観を変更する場合に適用される基準で、龍野の伝統的建造物群の歴史的風致を著しく損なわないことを基本的な考えとし、最低限守らなければならないルールです。



【補助金制度による町並み保存】

修理、修景基準に沿って計画を立て、関係機関との協議の上で申請を行い、採択された事業に対しては補助金が交付されます。この補助金は、文化財である龍野伝建地区内の建造物を保存していくための補助金であり、単なる新築やリフォームを行うための補助金ではありません。

修理、修景事業の趣旨を十分ご理解いただき、文化財を守るという視点で適正な計画を立て、事前に市の担当課へご相談いただくことが速やかな実施に向けての有効な手法となります。

項目	修景基準	修景基準細則
敷地割	・現状維持を原則とする。	・敷地割は、現状維持を原則とし、歴史的な町並みを構成する建物間口を継承した意匠とする。やむを得ず敷地を集約化する場合、かつての敷地割に応じて建物を分節化するなど、旧来の敷地割に応じた建物の外観構成とする。それに加え、かつての敷地割の位置を明示することとする。
位置・規模	・両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つものとする。	・2階の壁面の位置は、道路境界線から概ね1m～1.5mセットバックするものとし、建物の位置は、周囲の伝統的建造物と連続することを重視して決定する。 ・施工上の問題などで、隣接する敷地境界線から建物が大きく離れる場合には、通りから見たときに敷地境界と建物の間にできる限り隙間がないように修景する。
構造	・原則として在来軸組工法又は伝統工法とする。ただし、規模や用途等により、やむを得ず他の構造とする場合は、地区内に存在する類似する建造物の意匠を踏まえるなど、町並みと調和するものとする。	
基礎	・基礎の立ち上がり部分は見えないようにする。	・基礎の立ち上がり部分は、タイルや石、板を貼るなど、外観上見えないように工夫する。
高さ	・地上2階建以下を原則とする。 ・主たる通り側の1階底の高さ及び2階屋根高さは、伝統的建造物の特性を維持したものとす。	・2階建を原則とする。 ・ただし、3階部分の壁面を主たる通りから望見できないように後退させる場合は、3階建も可とする。その場合、3階部分は補助対象外とする。 ・屋根の高さは、2階建の場合は、10mを限度とする。3階建の場合は、13mを限度とする。 ・1階軒底の高さは3mを限度とする。※既に建っている建物を改修する場合は、現状の高さを限度とする。
屋根	・主たる通りに面する建築物の形態は、原則として切妻造り平入りとする。 ・その他の建築物の形態は、原則として切妻造り、入母屋造りのいずれかとし、伝統的建造物の特性を維持したものとする。 ・材料は、原則として和瓦葺きとする等、伝統的建造物の特性を維持したものとする。 ・勾配は、原則として周囲の伝統的建造物と類似したものとする。	・切妻平入りとし、角地にあつては、片入母屋とすることも可とする。 ・大屋根の勾配は、4寸5分から5寸勾配程度までとする。 ・屋根葺き材は、和瓦 [※] とする。 ・大屋根の棧瓦の大きさは、56判(働き長さ225mm、働き巾255mm)より小さいものとする。形状は、切り落ちタイプとする。 ・本瓦葺き又は棧瓦葺きとし、景観形成地区区域図(P23)の「醤油蔵界隈」「浦川のみち」においては、本瓦葺きとするように努める。 ※和瓦は、いぶし瓦(黒色ツヤ消し等の仕上げのもの)とし、ツヤ有りの釉薬瓦は、不可とする。
軒・庇	・主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。 ・軒及び庇の規模・高さ、設置構造、勾配、意匠、仕上げ等は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つものとする。 ・屋根材料は、原則として和瓦葺きとし、伝統的建造物の特性を維持したものとする。	・1階軒底の位置は、周辺と揃える。 ・1階軒底の高さは、原則として周辺と揃え、軒庇による連続した景観を構築するものとする。 ・軒庇の勾配は、3寸5分から4寸勾配程度までとする。 ・1階軒裏は、木部あらかしとする。 ・2階軒裏は、外壁が真壁の場合は、垂木及び野地板をあらかしとし、大壁の場合は、漆喰又は漆喰調塗籠とする。 ・通りから望見できる場所に設置する樋は、金属製とし、形状は、原則として半丸とする。塩ビ製は不可とする。 ・軒先瓦は、石持軒瓦とし、形状は、京花軒瓦、蛇の目軒瓦又は平万十軒瓦とする。
外壁	・材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。	・周辺の建物との調和を考慮し、1階の外観方式をAタイプ、Bタイプ又はCタイプのいずれかとする。A～Cタイプの組み合わせも可とする。 ・Aタイプ:格子や出格子で構成し、駒寄を設置する場合もある。 ・Bタイプ:全面を開放できるようなガラス窓の入った木製建具で構成し、戸袋を設けて収納できるものとする。 ・Cタイプ:腰壁と格子窓で構成する。腰壁は、石貼り、タイル貼り、銅板葺き、板葺きのいずれかとする。 ・タイルは、無釉タイル(スクラッチタイル等)とする。 ・1階:主たる通りに面する外壁は、原則として真壁とし、大壁とする場合は、真壁風の意匠とする。また、壁仕上げは、土壁、漆喰(漆喰調塗壁含む)、板貼りとする。 ・2階:真壁又は大壁とし、壁仕上げは土壁、漆喰(漆喰調塗壁含む)とする。 ・主たる通りに面しない側壁等の仕上げは、土壁、漆喰(漆喰調塗壁含む)、板貼りとする。
建具	・位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。 ・建具は原則として木製とする。 ・主たる通りから望見できる箇所にある建具には、伝統的な意匠の出格子や虫籠窓を設ける等、伝統的建造物の特性を維持したものとする。	・材質は木製とし、やむを得ず金属製建具とする場合は、木製の格子などを設置し、外観上は、金属製建具が容易に確認できないようにする。金属製建具とする場合、金属製建具部分は、補助対象外とする。 ・1階出入口は、原則として1枚戸ではなく、2枚引き違い戸とする。 ・金属製格子を設ける場合、形状は丸棒とする。 ・既製品などの金属製面格子(枠に取り付けるもの)は、不可とする。 ・木製格子は、地区内の事例を参考とし、デザインすることとする。 ・雨戸を設ける場合、材質は木製とし、木製の戸袋を設けることとする。 ・やむを得ず金属製の雨戸及び戸袋を設ける場合は、木製の格子などを設置し、外観上、金属製雨戸及び戸袋が容易に望見できないようにする。この場合、金属製雨戸及び戸袋は、補助対象外とする。
色彩	・伝統的建造物の特性を維持したものとし、全体として町並みに調和したものとする。	・主たる通りに面する部分について、漆喰壁は、原則として白漆喰とし、周辺の状況を考慮し、墨入りも可とする。 ・木部は、白木のままを原則とし、塗装する場合は、自然系保護塗料を用い、色は茶系統とする。 ・屋根の色彩は、濃灰、灰色、若しくはこれに近い色とする。
設備機器等	・通りから見えにくい配置、形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい位置に設置するとともに、鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観を損なわないものとする。	・室外機、メーター類、ガスボンベなどは、原則として建物の裏側や中庭など、通りから望見できない場所に設置する。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、建物に組み込むなど、主たる通りから望見できないようにする。 ・屋上設備(太陽光パネルを含む)は、鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観を損なうため、設置しない。
屋外広告物(建築物)	・掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ、位置、色彩等については、周囲の景観に調和したものとする。	
(工作物)	・規模、様式、材料、仕上げ、着色については、周囲の伝統的建造物の特性に合わせたものとする。	・別表2「広告物等に関する基準」(P24)、別表3「『みち』沿い等の広告物等誘導基準」(P25)を参照とする。
門、塀、石垣	・規模、様式、材料、仕上げ、着色については、周囲の伝統的建造物の特性に合わせたものとする。	・門を設ける場合は、材質は木製とし、和瓦葺きとする。 ・塀を設ける場合は、材質は木製とし、仕上げは、腰部を板張り、上部を漆喰(漆喰調塗壁含む)とする。虫籠窓風の開口部を設けることも可とする。 ・塀の笠木は、和瓦 [※] 葺きとする。 ・塀の高さは、周囲の建築物に配慮するものとする。 ・塀に開口部を設ける場合は、木製建具とする。 ※和瓦は、いぶし瓦(黒色ツヤ消し等の仕上げのもの)とし、ツヤ有りの釉薬瓦は、不可とする。
駐車場・車庫	・駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして、外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。 ・車庫を設ける場合は、建築物の修景基準に従うものとする。	・敷地前面に駐車場を設ける場合は、上記の門、塀、石垣の項に記載されている門、塀を設ける。
自動販売機等		・できるだけ建物内に組み込んで設置する。 ・1箇所複数台設置しない。 ・その他の事項は、別表1「自動販売機に関する基準」(P23)を参照とする。

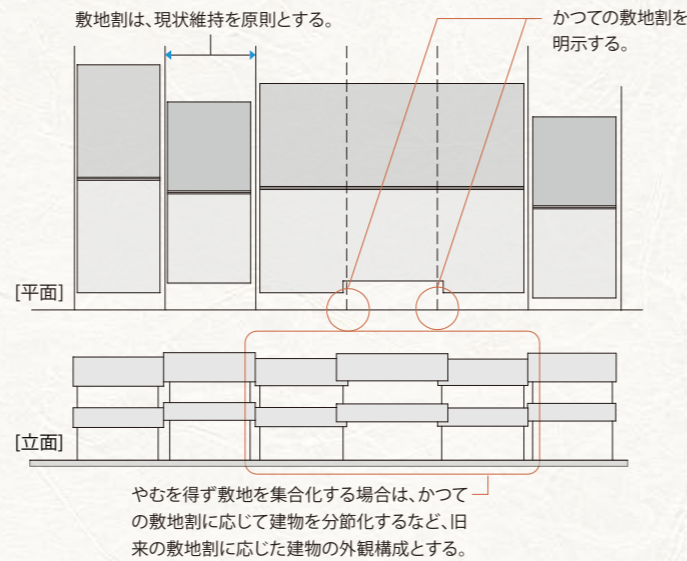
敷地割

【修景基準】

- ◆現状維持を原則とする。

【修景基準細則】

- ◆敷地割は、現状維持を原則とし、歴史的な町並みを構成する建物間口を継承した意匠とする。やむを得ず敷地を集合化する場合は、かつての敷地割に応じて建物を分節化するなど、旧来の敷地割に応じた建物の外観構成とする。それに加え、かつての敷地割の位置を明示することとする。



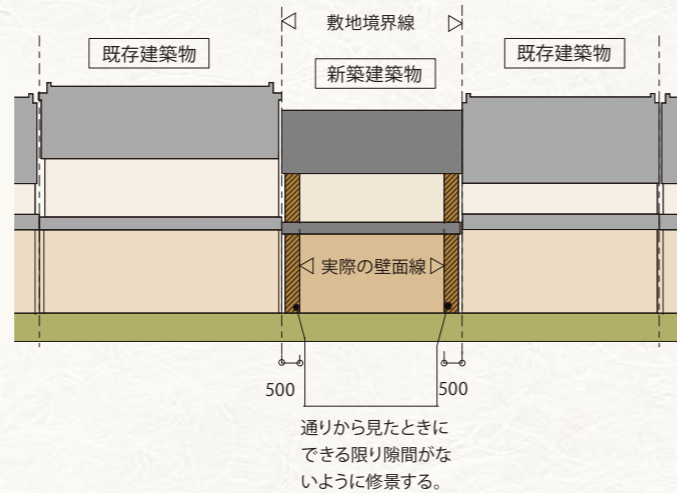
位置・規模

【修景基準】

- ◆両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つものとする。

【修景基準細則】

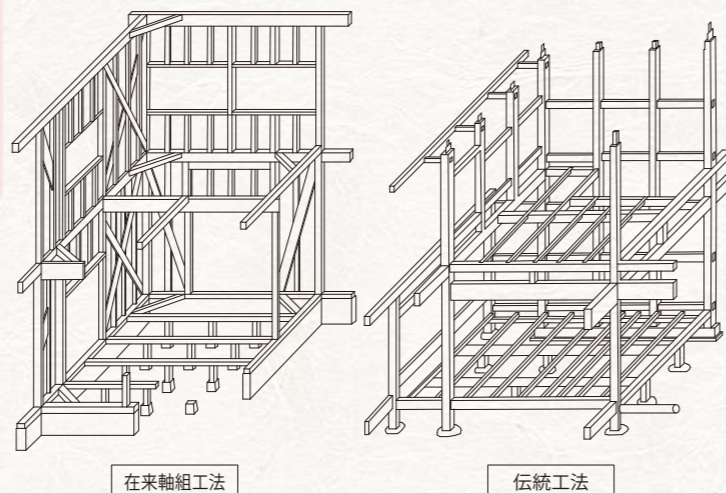
- ◆2階の壁面の位置は、道路境界線から概ね1～1.5mセットバックするものとし、建物の位置は、周囲の伝統的建造物と連続することを重視して決定する。
- ※龍野の建築は、ミセノマの在り方や軒切りの歴史などもあり、1階の壁面線は必ずしも定まてはいないが、2階の壁面線については、一定の位置で揃えることにより、町並みの調和を図るものとする。
- ◆施工上の問題などで、隣接する敷地境界線から建物が大きく離れる場合には、通りから見たときに敷地境界と建物の間にできる限り隙間がないように修景する。



構造

【修景基準】

- ◆原則として在来軸組工法又は伝統工法とする。ただし、規模や用途等により、やむを得ず他の構造とする場合は、地区内に存在する類似する建造物の意匠を踏まえるなど、町並みと調和するものとする。



基礎

【修景基準】

- ◆基礎の立ち上がり部分は見えないようにする。

【修景基準細則】

- ◆基礎の立ち上がり部分は、タイルや石、板を貼るなど、外観上見えないように工夫する。



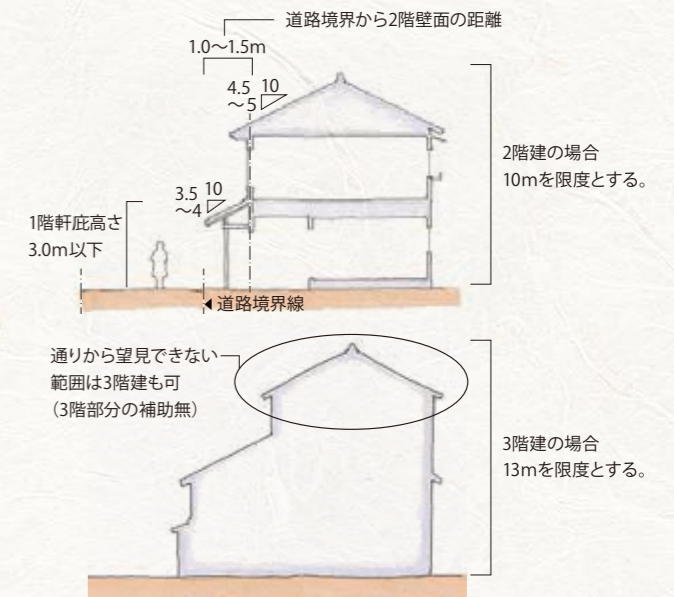
高さ

【修景基準】

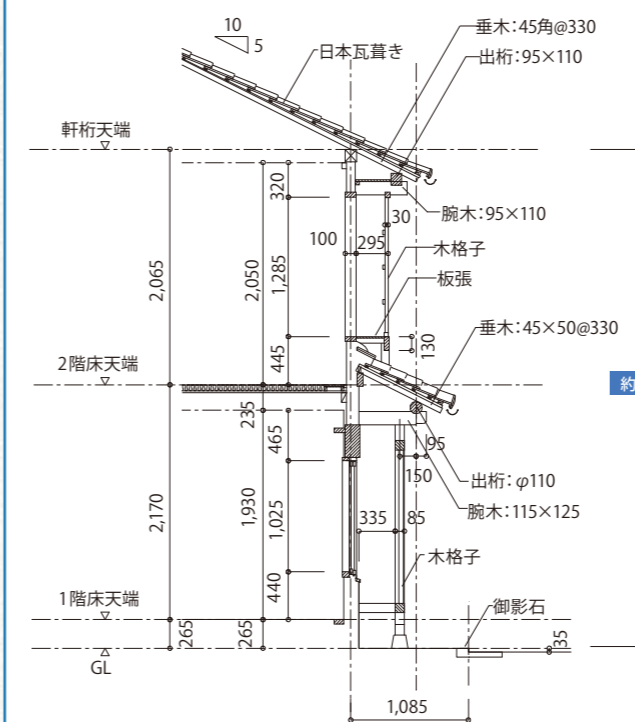
- ◆地上2階建以下を原則とする。
- ◆主たる通り側の1階庇の高さ及び2階屋根高さは、伝統的建造物の特性を維持したものとす。

【修景基準細則】

- ◆2階建を原則とする。ただし、3階部分の壁面を主たる通りから望見できないように後退させる場合は、3階建も可とする。その場合、3階部分は、補助対象外とする。
- ◆屋根の高さは、2階建の場合は、10mを限度とする。3階建の場合は、13mを限度とする。
- ◆1階軒庇の高さは、3mを限度とする。
- ※既に建っている建物を改修する場合は、現状の高さを限度とする。



軒高について

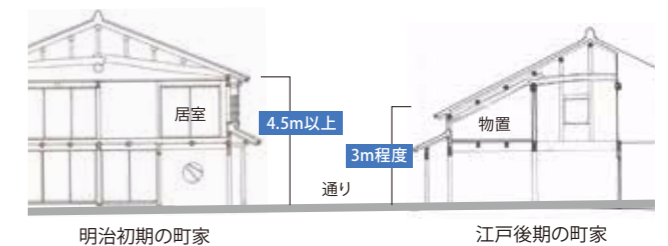


軒高が4.5m以上の町家においては、2階表側に水平の棹縁天井を張った居室が成立していることが確認できます。しかも、これらの町家は、幕末から明治初頭にかけて建てられたものであることが、「龍野の建築」に記載されている町家家屋編年表から分かっています。

また、軒高の高低にもある程度の年代的な対応関係があり、本瓦から棧瓦へと切り替わる幕末から明治初頭の時期に、表側に水平天井を張った2階の居室が成立していることが分かります。

よって、軒高4.5mは、龍野の近世の町家と明治以降の町家を区別する一つの目安になると考えられます。

※龍野の建築:1987年発行



屋根

【修景基準】

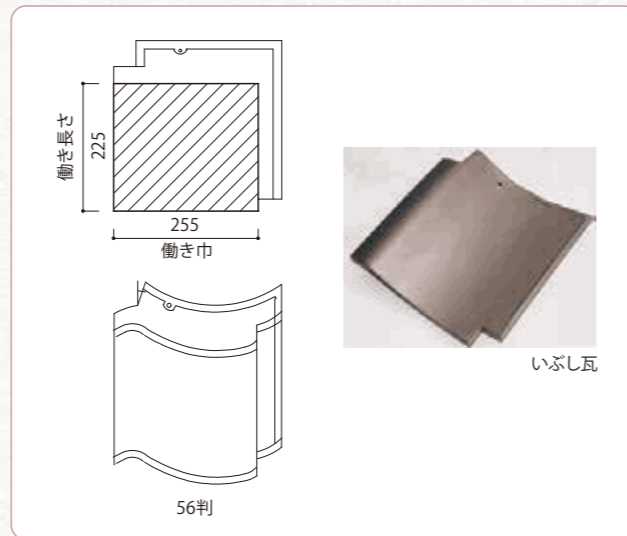
- ◆主たる通りに面する建築物の形態は、原則として切妻造り平入りとする。
きりつまづく ひらい
- ◆その他の建築物の形態は、原則として切妻造り、入母屋造りのいずれかとし、伝統的建造物の特性を維持したものとする。
いりもや
- ◆材料は、原則として和瓦葺きとする等、伝統的建造物の特性を維持したものとする。
- ◆勾配は、原則として周囲の伝統的建造物と類似したものとする。

【修景基準細則】

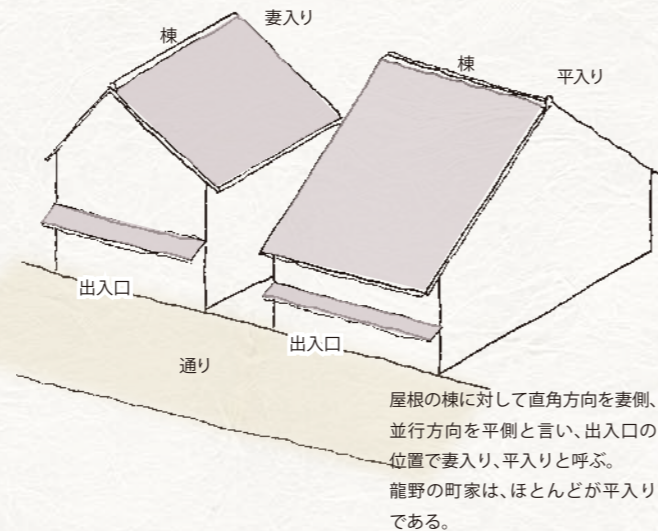
- ◆切妻平入りとし、角地にあつては、片入母屋とすることも可とする。
かたிரりもや
 - ◆大屋根の勾配は、4寸5分から5寸勾配程度までとする。
 - ◆屋根葺き材は、和瓦^{*}とする。
 - ◆大屋根の棧瓦の大きさは、56判(働き長さ225mm、働き巾255mm)より小さいものとする。形状は、切り落ちタイプとする。
 - ◆本瓦葺き又は棧瓦葺きとし、景観形成地区区域図(P23)の「醤油蔵界限」「浦川のみち」においては、本瓦葺きとするように努める。
しょうやうくらり
- ※和瓦は、いぶし瓦(黒色ツヤ消し等の仕上げのもの)とし、ツヤ有りの釉薬瓦は、不可とする。



本瓦葺き



棧瓦葺き



軒・庇

【修景基準】

- ◆主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。
- ◆軒及び庇の規模、高さ、設置構造、勾配、意匠、仕上げ等は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つものとする。
- ◆屋根材料は、原則として和瓦葺きとし、伝統的建造物の特性を維持したものとする。

【修景基準細則】

- ◆1階軒庇の位置は、周辺と揃える。
- ◆1階軒庇の高さは、原則として周辺と揃え、軒庇による連続した景観を構築するものとする。
- ◆軒庇の勾配は、3寸5分から4寸勾配程度までとする。
- ◆1階軒裏は、木部あらかし^{*}とする。
- ◆2階軒裏は、外壁が真壁の場合は、垂木及び野地板をあらわしとし、大壁の場合は、漆喰又は漆喰調塗籠とする。
しんかべ
- ◆通りから望見できる場所に設置する樋は、金属製とし、形状は、原則として半丸とする。塩ビ製は不可とする。
- ◆軒先瓦は、石持軒瓦とし、形状は、京花軒瓦、蛇の目軒瓦又は平万十軒瓦とする。
いしもちのきがわら きょうはなのきがわら じゃのめのきがわら ひらまん

※木部あらかしは、柱や梁が見える状態で仕上げる手法。



塗籠



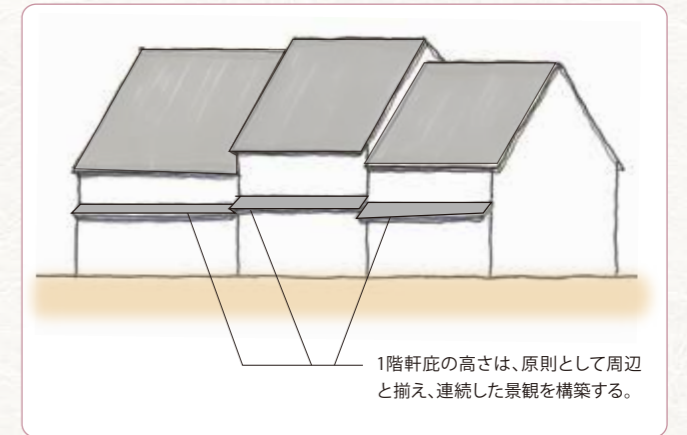
木部あらかし



京花軒瓦



蛇の目軒瓦



平万十軒瓦

外 壁

【修景基準】

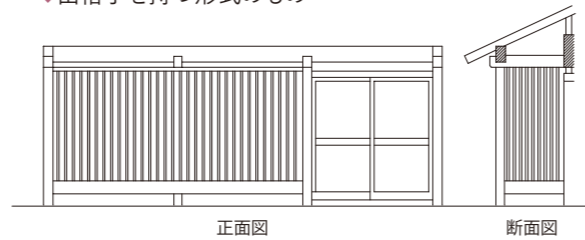
- ◆材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。

【修景基準細則】

- ◆周辺の建物との調和を考慮し、1階の外観方式をAタイプ、Bタイプ又はCタイプのいずれかとする。A～Cタイプの組み合わせも可とする。
- ◆Aタイプ：格子や出格子で構成し、駒寄を設置する場合もある。
- ◆Bタイプ：全面を開放できるようなガラス窓のついた木製建具で構成し、戸袋を設けて収納できるものとする。
- ◆Cタイプ：腰壁と格子窓で構成し、腰壁は石貼り、タイル貼り、銅板葺き、板葺きのいずれかとする。
- ◆タイルは、無釉タイル(スクラッチタイル等)とする。
- ◆1階：主たる通りに面する外壁は、原則として真壁とし、大壁とする場合は、真壁風の意匠とする。また、壁仕上げは、土壁、漆喰(漆喰調塗壁含む)、板貼りとする。
- ◆2階：真壁又は大壁とし、壁仕上げは土壁、漆喰(漆喰調塗壁含む)とする。
- ◆主たる通りに面しない側壁等の仕上げは、土壁、漆喰(漆喰調塗壁含む)、板貼りとする。

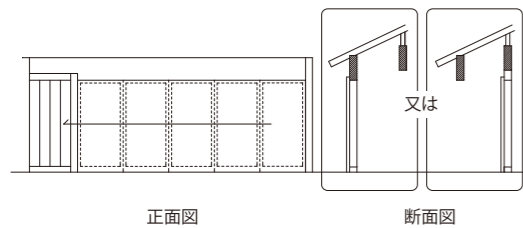
Aタイプ

- ◆出格子を持つ形式のもの



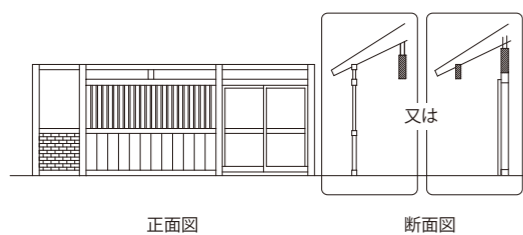
Bタイプ

- ◆成の高い平物を渡し、表側を開放できる形式のもの



Cタイプ

- ◆タイルや石貼りを持つ形式のもの



※具体的な建築例は、P18～P22をご覧ください。

建 具

【修景基準】

- ◆位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。
- ◆建具は、原則として木製とする。
- ◆主たる通りから望見できる箇所にある建具には、伝統的な意匠の出格子や虫籠窓を設ける等、伝統的建造物の特性を維持したものとす。

【修景基準細則】

- ◆材質は木製とし、やむを得ず金属製建具とする場合は、木製の格子などを設置し、外観上は、金属製建具が容易に確認できないようにする。金属製建具とする場合、金属製建具部分は、補助対象外とする。
- ◆1階出入口は、原則として1枚戸ではなく、2枚引き違い戸とする。
- ◆金属製格子などを設ける場合、形状は丸棒とする。
- ◆既製品などの金属製面格子(枠に取り付けるもの)は、不可とする。
- ◆木製格子は、地区内の事例を参考とし、デザインすることとする。
- ◆雨戸を設ける場合、材質は木製とし、木製の戸袋を設けることとする。
- ◆やむを得ず金属製の雨戸及び戸袋を設ける場合は、木製の格子などを設置し、外観上、金属製雨戸及び戸袋が容易に望見できないようにする。この場合、金属製雨戸及び戸袋は補助対象外とする。



お多福窓



金属製格子



虫籠窓



出入口の2枚引き違い戸



木製格子

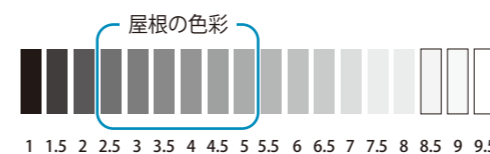
色 彩

【修景基準】

- ◆伝統的建造物の特性を維持したものとす、全体として町並みに調和したものとす。

【修景基準細則】

- ◆主たる通りに面する部分について、漆喰壁は、原則として白漆喰とし、周辺の状況を考慮し、墨入りも可とする。
- ◆木部は、白木のままを原則とし、塗装する場合は、自然系木材保護塗料を用い、色は茶系統とする。
- ◆屋根の色彩は、濃灰、灰色、若しくはこれに近い色とする。

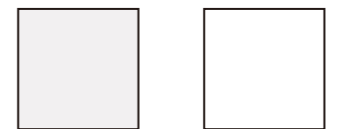


【壁の色】

漆喰壁と連続感を持つ白、あるいは黄味を帯びた温かみのある白

- ◆マンセル色度の範囲

- ・色相 7.5YR～2.5Y
 - ・明度 9以上
 - ・彩度 1以下
- (明度9以上の無彩色を含む)



【木部の色】

木部は落ち着いた茶系統

- ◆マンセル色度の範囲

- ・色相 2.5YR～10YR
- ・明度 2～4.5
- ・彩度 3以下



設備機器等

【修景基準】

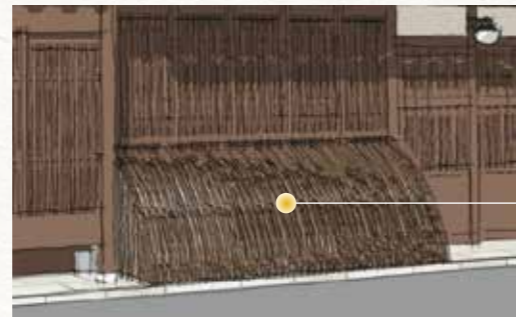
- ◆通りから見えにくい配置、形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。
- ◆屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい位置に設置するとともに、鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観を損なわないものとする。

【修景基準細則】

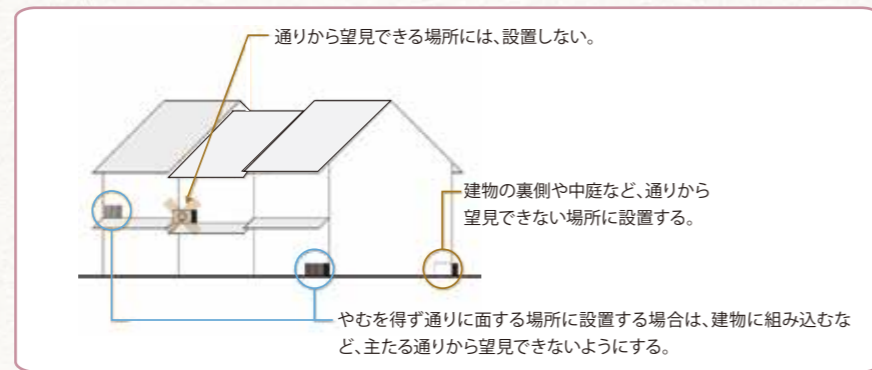
- ◆室外機、メーター類、ガスボンベなどは、原則として建物の裏側や中庭など、通りから望見できない場所に設置する。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、建物に組み込むなど、主たる通りから望見できないようにする。
- ◆屋上設備(太陽光パネルを含む)は、鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観を損なうため、設置しない。



設置イメージ
格子の中に設置する場合



設置イメージ
犬矢来の内側に設置する場合



屋外広告物(建築物)

【修景基準】

- ◆掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ、位置、色彩等については、周囲の景観に調和したものとする。

【修景基準細則】

- ◆別表2「広告物等に関する基準」(P24)、別表3「『みち』沿い等の広告物等誘導基準」(P25)を参照とする。



屋外広告物(工作物)

【修景基準】

- ◆規模、様式、材料、仕上げ、着色については、周囲の伝統的建造物の特性に合わせたものとする。

【修景基準細則】

- ◆別表2「広告物等に関する基準」(P24)、別表3「『みち』沿い等の広告物等誘導基準」(P25)を参照とする。



門、塀、石垣

【修景基準】

- ◆規模、様式、材料、仕上げ、着色については、周囲の伝統的建造物の特性に合わせたものとする。

【修景基準細則】

- ◆門を設ける場合、材質は木製とし、和瓦[※]葺きとする。
- ◆塀を設ける場合、材質は木製とし、仕上げは、腰部を板貼り、上部を漆喰(漆喰調塗壁含む)とする。虫籠窓風の開口部を設けることも可とする。
- ◆塀の笠木は、和瓦[※]葺きとする。
- ◆塀の高さは、周囲の建物に配慮するものとする。
- ◆塀に開口部を設ける場合は、木製建具とする。

※和瓦は、いぶし瓦(黒色ツヤ消し等の仕上げのもの)とし、ツヤ有りの釉薬瓦は、不可とする。



駐車場・車庫

【修景基準】

- ◆駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして、外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。
- ◆車庫を設ける場合は、建築物の修景基準に従うものとする。

【修景基準細則】

- ◆敷地前面に駐車場を設ける場合は、上記の門、塀、石垣の項に記されている門、塀を設ける。



自動販売機等

【修景基準細則】

- ◆できるだけ建物内に組み込んで設置する。
- ◆1箇所に複数台設置しない。
- ◆その他の事項は、別表1「自動販売機に関する基準」(P23)を参照とする。



自動販売機設置イメージ

【龍野の細部デザイン】

屋根

龍野において、きんがわら 棧瓦の登場は明治初期であり、それまでは本瓦が主流でした。当時の本瓦を今なお残す町家は、概ね江戸後期から明治初期までの建築であると推察できます。



本瓦



棧瓦

虫籠窓 (むしこまど)

ありごめ 漆喰で塗籠られた窓のことを虫籠窓と言ひ、高さを抑えたツシ2階に、通風や明かり取りを目的として設けられました。龍野では、木瓜型と呼ばれる虫籠窓を設けた町家も見られ、外壁のアクセントとなっています。



木瓜型



木瓜型



矩形型



矩形型

ガラス窓

大正から昭和にかけて、小さなガラスを割付デザインして木枠にはめ込んだガラス窓が登場しました。「たふくまど お多福窓」と呼ばれます。



袖卯建 (そでうだつ)

隣家からの延焼を防ぐ目的や屋根伝いによる侵入を防ぐための役割があり、装飾的な意味合いもあります。



持送り・腕木 (もちおくり・うでぎ)

壁や柱に取り付けて、庇や梁などの突出部を支える横材のことです。直角三角形に似た形状のものを持送りと言ひ、一本棒状のものを腕木と言ひます。



道路拡幅のため、軒切りされて出幅が短くなった持送り



腕木



腕木



持送り



持送り

軒蛇腹 (のきじゃばら)

龍野の町家には、2階軒裏が複雑な曲線(線型)でデザインされたものが多く、階段状のものや円弧を描いた洋風のものまで、多彩なデザインを見ることができます。



階段状の軒蛇腹



円弧を描いた洋風の軒蛇腹

駒寄 (こまよせ)

本来は、馬や牛を繋ぎ止めておくためのものであったと言ひますが、今日では、軒下に人や犬が立ち入ることを防ぐために設けられています。龍野では、削り痕を残す日本古来からの加工技術である名栗(なぐり)仕上げのものが見られます。

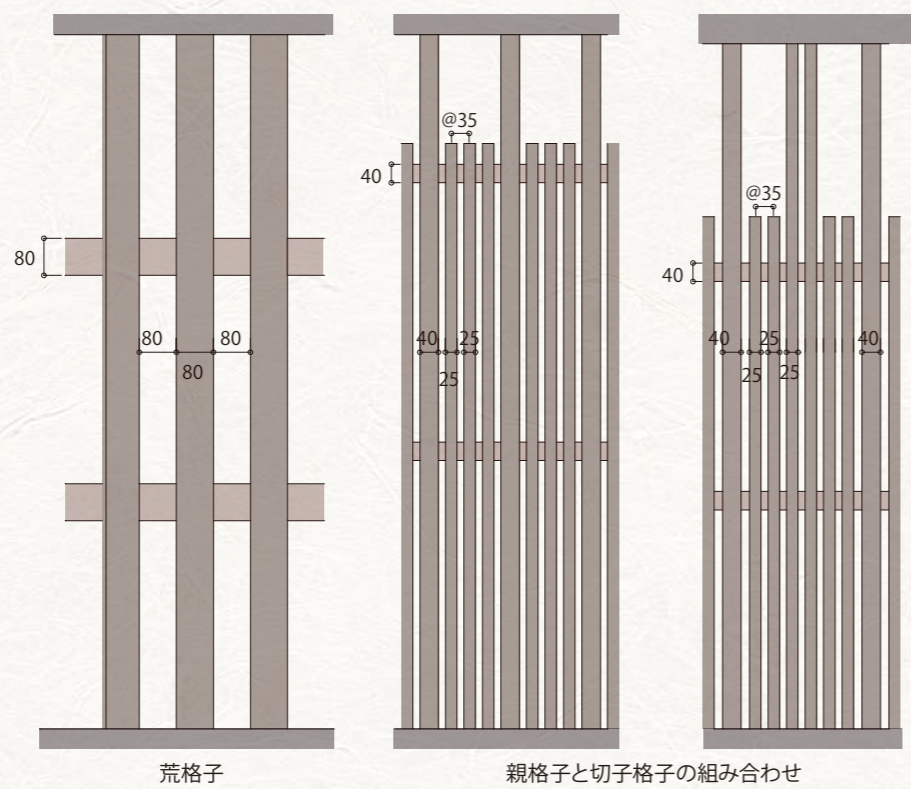


【龍野の細部デザイン】

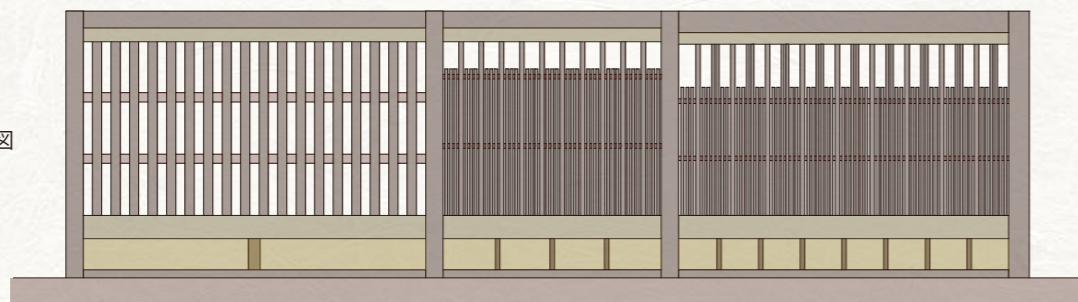
格子のデザイン:木製格子

1階の開口部には、荒格子と2つの異なる組み合わせの格子が見られます。親格子1本に切子格子1本の場合は、「呉服屋格子」と言い、2本の場合は、「糸屋格子」と言うように職業によって格子のデザインが決まっている京都とは違い、龍野地区では、職業別ではなく、多彩な格子デザインがあちこちに見られます。

格子詳細図



正面図



格子のデザイン:金属製格子

龍野の2階開口部の特徴的なもので、漆喰枠の開口部に金属製の格子がはまっています。第二次世界大戦中の金属供出等により、木製格子に替わっている町家も見られますが、江戸期から昭和初期にかけての町家では鉄製の丸棒が使用されています。通風や採光を確保しながら、防犯対策のためであったと思われる。

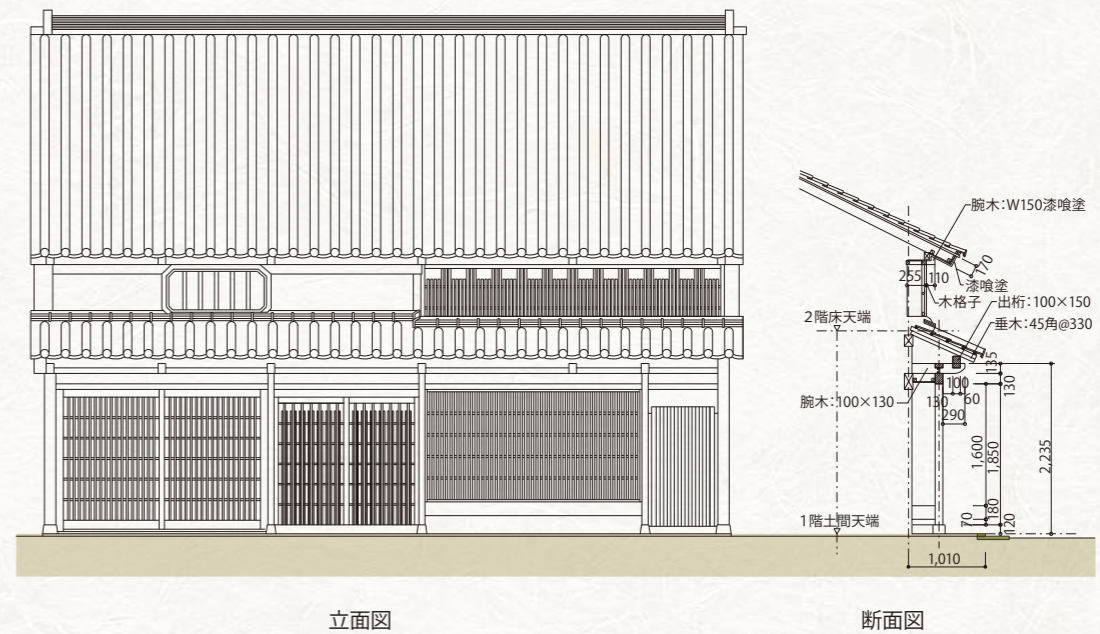
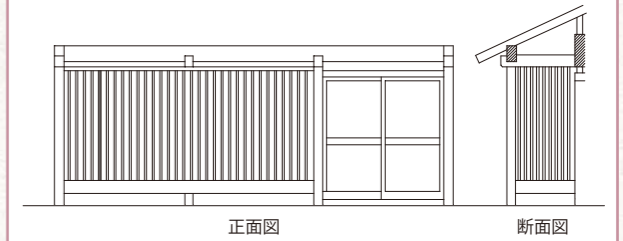


【具体的な建築例】

野村家(上川原) Aタイプ

- ◆当住宅は、鬼瓦に天保6(1835)年の銘があり、この年代に建築されたことが判明しています。
- ◆2階は、近年改造されていて、特に中程から裏方は、2階の高さを高くするために屋根の構造を作り替えています。古い牛梁や梁などから推定すると、元の形の軒高は表側と同じくらいで、和小屋を組んでいたと推定されます。
- ◆表側は、登り梁を用いたツシ2階であり、当初のままの形が残っています。
- ◆外観は、格子窓で構成されたAタイプで、特に2階の格子は親格子が3本、切子格子が4本という組み合わせとなっており、龍野の多様な格子デザインのひとつとなっています。

Aタイプ ◆出格子を持つ形式のもの



◆縮尺1:100

【ツシ2階(中2階ともいう。)]

江戸時代から明治時代にかけて建てられた古い様式です。当時は「町人が武士を見下ろすことは許されない」という理由から2階建は禁じられていましたが、2階建であることを隠した低い天井の2階が設けられ、物置や使用人の寝泊りに使われていました。

【具体的な建築例】

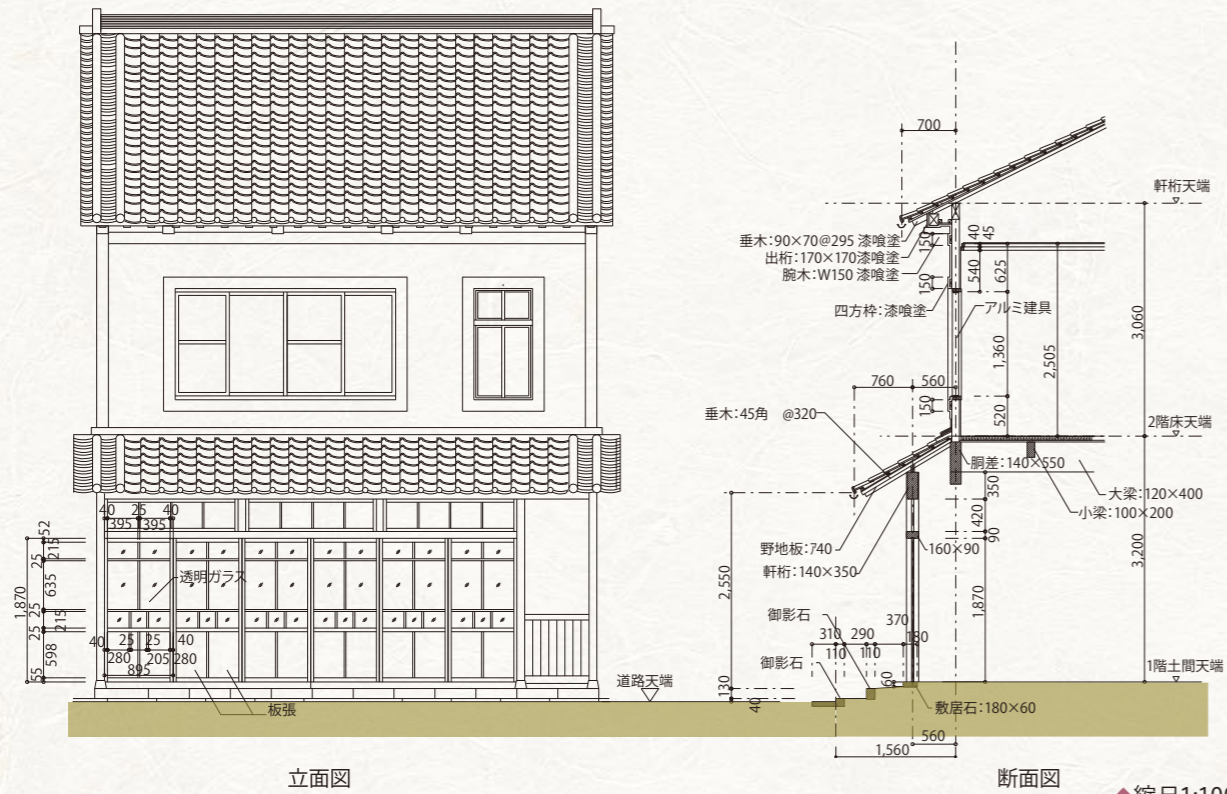
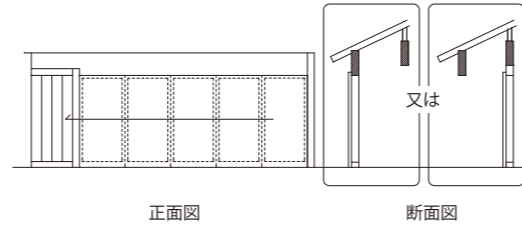
三木家(上川原) **B**タイプ

◆当住宅は、昭和9(1934)年に建てられた間口3間半の町家で、元は金物屋を営んでいました。龍野地区の2階建としては、最大級の軒高であり、1階、2階とも建ちが高くなっています。昭和に入ると、このような高さの町家が建てられるようになりました。

◆1階は、全面が開放でき、戸袋に建具が納められるようになったBタイプで、鴨居の上にガラス窓を設け、明かり取りにしています。

◆1階開口部は、「お多福窓」と呼ばれるガラス窓を意識したデザインとなっています。

Bタイプ ^{せい}◆成の高い平物を渡し、表側を開放できる形式のもの



立面図

断面図

◆縮尺1:100

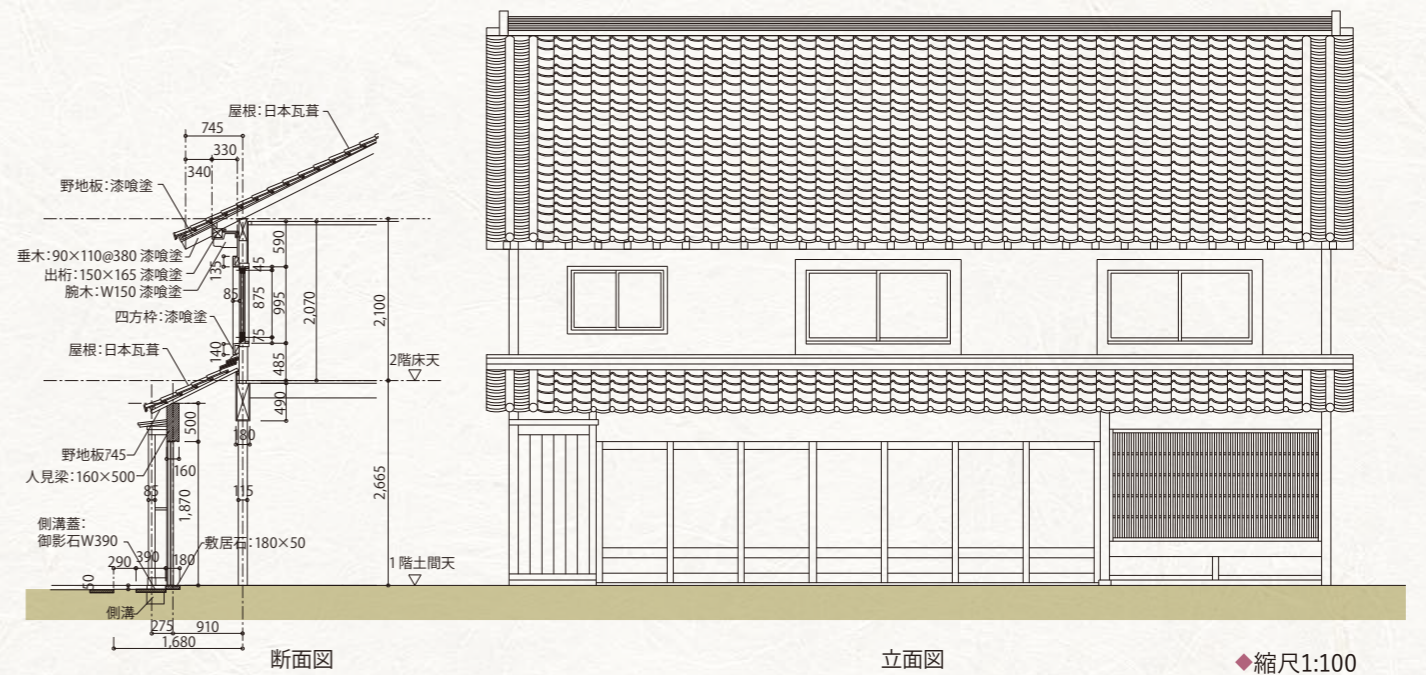
集鳳堂(立町) **B**タイプ

◆当住宅は、残されている資料によれば、明治41(1908)年に建てられたことが分かります。

◆当時のままの姿をよく残している貴重な町家で、全面を開放できるタイプの典型です。

◆下手(向かって左手側)に戸袋があり、たくさんの戸を納められるようになっており、元の板戸が内側に残っています。

◆1階上部には、人見梁という大きな梁を間口いっぱい渡し、龍野地区にはこのような梁が多く見られます。上手(向かって右手側)に格子があり、平格子となっています。



立面図

◆縮尺1:100

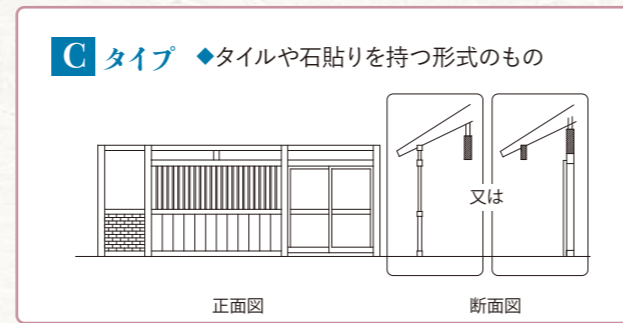


上棟式の祝詞

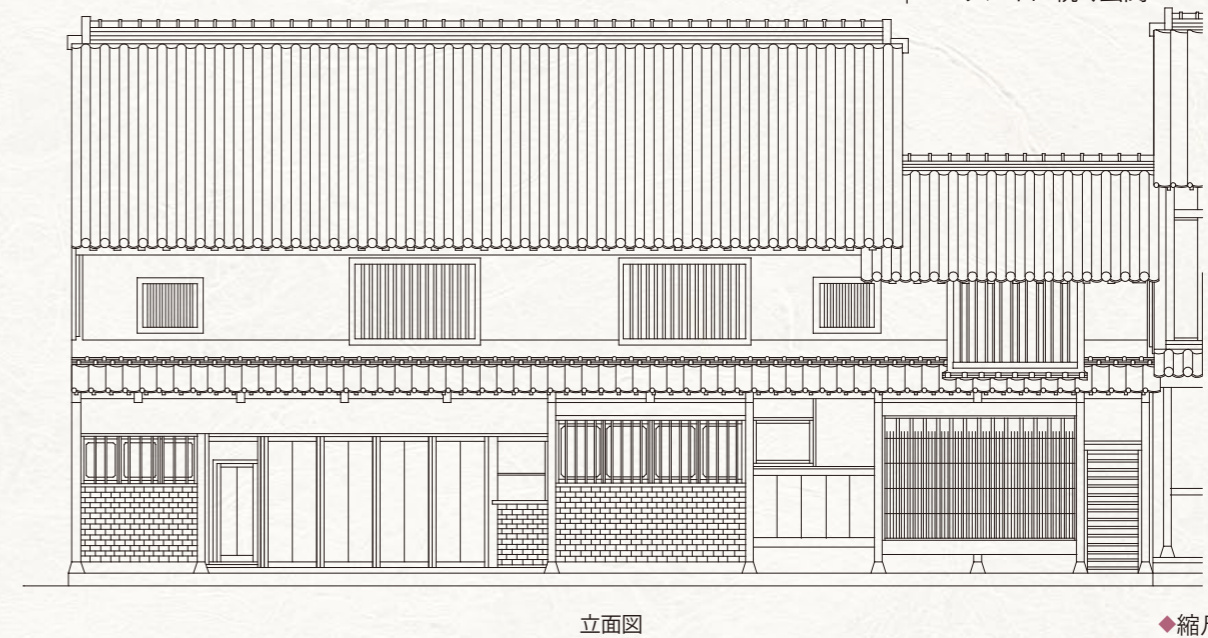
【具体的な建築例】

わたや薬局 (下川原) Cタイプ

- ◆わたや薬局(長野家)は、代々薬屋を営んでおり、創業は、慶長年間に遡ると言われています。間口8間、敷地面積約300坪の屋敷地が、今日までよく残されています。
- ◆屋根は、本瓦葺きで、1階軒庇は、現在、棧瓦葺きとなっています。この軒庇は、戦後間もなく道路拡幅のために1尺程切り縮められました。いわゆる「軒切り」と呼ばれ、下川原などでは、痕跡を見ることができます。
- ◆外観は大きく3つに区別されています。下手から3間半は、薬屋を営むミセ空間として通り側が大きく開口され、板戸(雨戸)6枚を引き出す形式になっています。軒庇の下に長さ3間半、高さ1尺7寸(約50cm)もの長大な差鴨居(人見梁)を掛け渡しており、これが店構えの重要な特徴となっています。
- ◆1階の格子窓には、当初は金属製格子がはめられていたと考えられますが、現在は、木製格子となっています。
- ◆上手の落棟部分は、ザシキに続く玄関に相当し、繊細な親子格子による出格子と舞良戸で構成され、ミセ部分とは対照的な外観構成となっています。
- ◆2階は、中央に階高いっぱいにはけられた大型の矩形の虫籠窓が2か所あり、その左右に小さな虫籠窓を配置し、上手には漆喰塗籠の出格子窓を設けています。
- ◆虫籠窓は、いずれも矩形の額縁を型取り、痕跡からは、金属製の丸格子がはめられていたことが分かります。



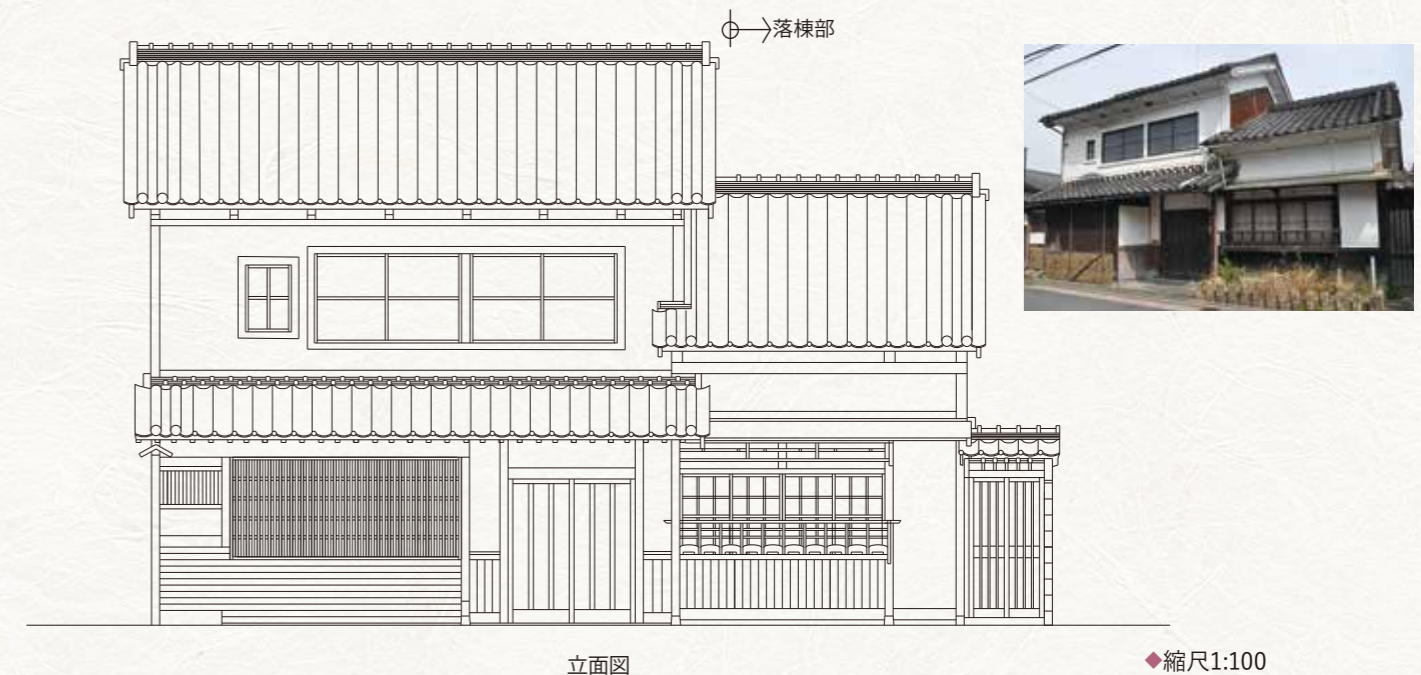
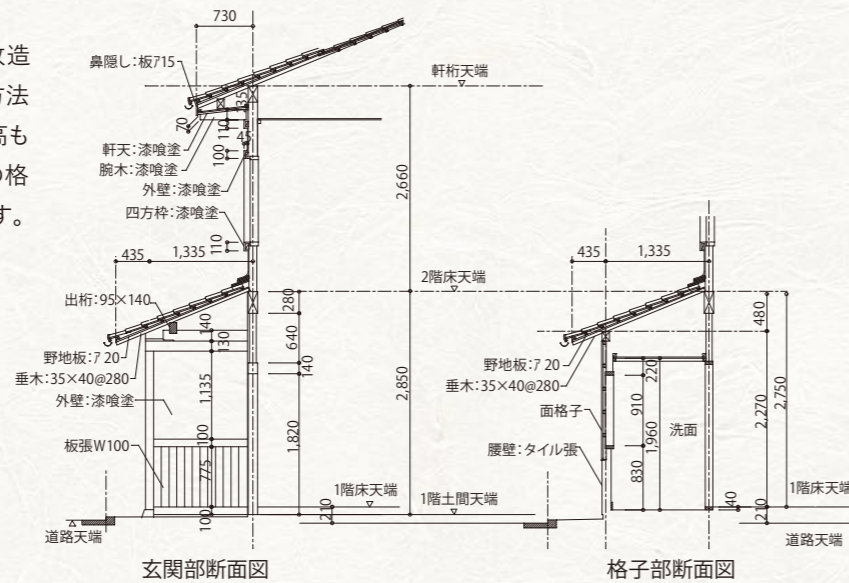
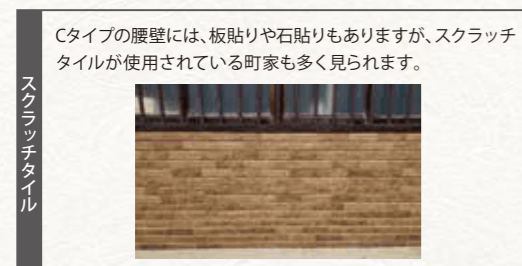
ミセ部分 ← ⊕ → 落棟部
ザシキに続く玄関



◆縮尺1:100

黒田家 (門の外) Cタイプ

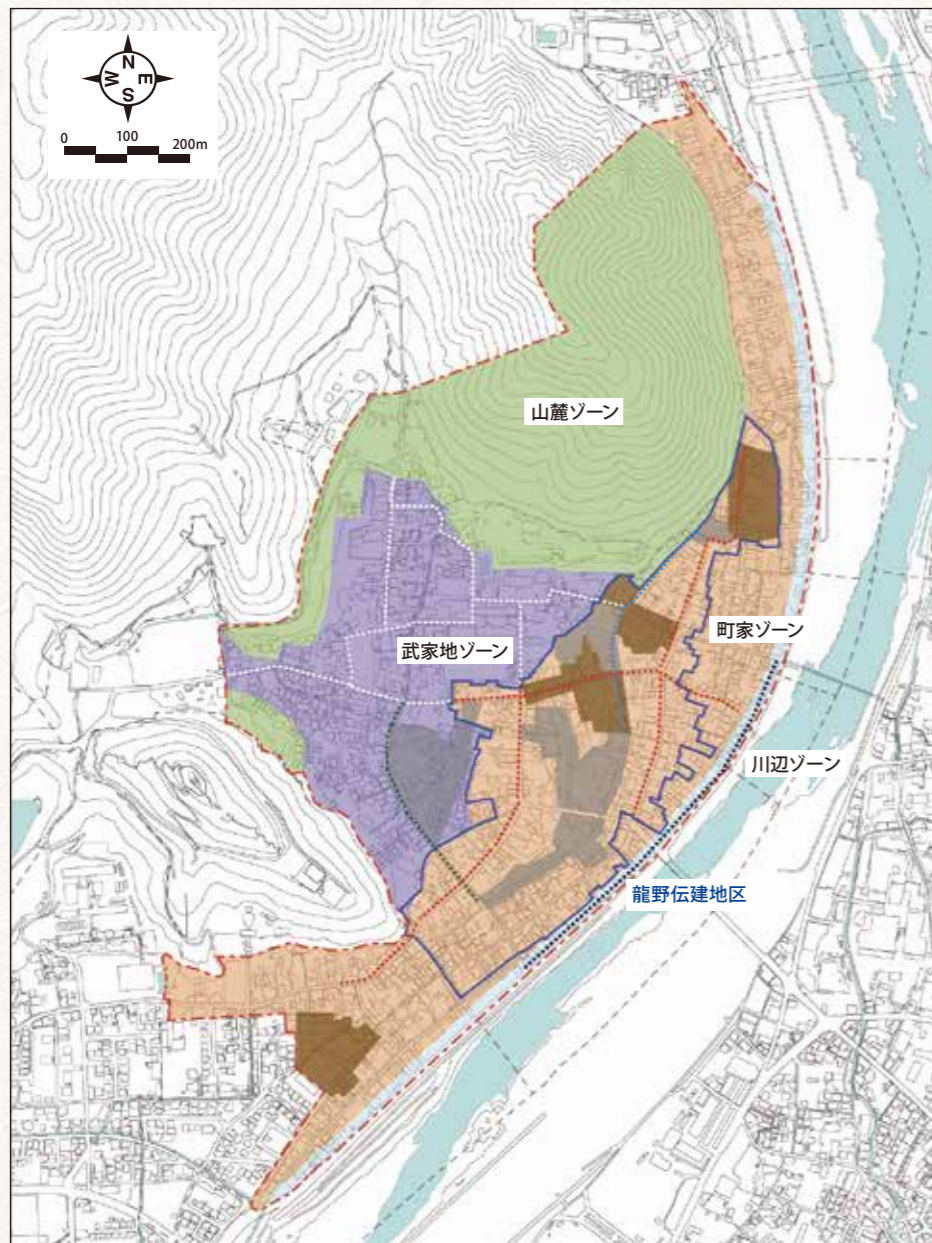
- ◆当住宅は、主屋の間口が5間半あります。ただし、向かって右2間は落棟で、玄関は中央にあり、土間を介して居室を左右に取る従来の型を破った間取りです。
- ◆大正末期頃の医院としての建築で、50年程前に大改造されているため、原形は残されていませんが、改造方法は巧みで、元の状態をよく生かしています。2階の軒高も高く、窓も大きく取られており、漆喰の窓枠や、1階の格子窓(腰部は元銅板葺き)などに古風さを残しています。



◆縮尺1:100

【修景ガイドライン／別表】

たつの市龍野地区歴史的景観形成地区景観ガイドライン抜粋



景観形成地区 区域図

凡 例	
	歴史的景観形成地区区域界
	山麓ゾーン
	武家地ゾーン
	町家ゾーン
	川辺ゾーン
	醤油蔵界限
	寺院界限
	白壁のみち
	十文字川のみち
	商家のみち
	浦川のみち
	川辺のみち
	龍野伝建地区

■別表1:自動販売機に関する基準

区域	項目	景観形成基準
指定区域全域	位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努める。 ・複数設置する場合は、乱雑とならないよう配置する。
	意匠	・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど、周辺景観との調和に配慮する。
	色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。 ・背景が土壁、漆喰壁等の場合は、色相5Y、明度7.5、彩度1.5を、焼杉板壁等の場合は、色相5YR、明度3、彩度1を基本とする。
	その他	・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。

■別表2:広告物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準		
指定区域全域	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上又は最上階の屋根上へは掲出はしない。取付け高さは1階の階高さを限度とし、1階の下屋根又は下屋底の上には設置しないことを原則とする。ただし、伝統的な意匠の木製看板又は灯具看板等を設置する場合は、この限りでない。 ・道路内への設置又は突出はしない。 ・テントには広告物を掲出しないように努める。 ・川辺ゾーンでは、揖保川に直交して設置することを基本とする。 		
	大きさ	川辺ゾーンを除く全域	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は2m²以下を原則とする。ただし、のれんはこの限りでない。 ・1立面の壁面利用広告物の総表示面積は、間口と軒高さの積の15/100以下かつ5m²以下を原則とする。 	
		川辺ゾーン	建 植 え 告 告 物、置 き 看 板	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は2.5m²以下を原則とする。 ・地上からの高さは6m以下を原則とする。
			壁 面 利 用 告 告 物	<ul style="list-style-type: none"> ・1立面の総表示面積は5m²以下を原則とする。ただし、地色を無彩色又は茶系統とし、文字の面積を看板の面積の20%以下とした場合は、10m²以下とする。
			立 て 看 板	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は2m²以下を原則とする。 ・地上からの高さは2m以下を原則とする。
その他の広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は2m²以下を原則とする。ただし、のれんはこの限りでない。 			
意匠・材料		<ul style="list-style-type: none"> ・鶏籠山や揖保川等の自然環境や歴史的なまちなみと、建築物に調和したデザインとする。 ・木材、石材等の自然系素材を使うように努める。 ・形状は長方形を基本とする。 ・建植え広告物は、高さの1/3程度まで腰板を設置するなど、屋根、格子、行灯等の伝統的意匠を取り入れるように努める。 ・プラスチックの竿等を用いた簡易なぼり旗は、原則として設置しない。地域のイベント等に一時的に使用する場合はこの限りでないが、この場合も景観上の配慮に努める。 ・木枠を用いた布貼り印刷の簡易な脚付き立て看板は、原則として設置しない。 ・下地を光沢のあるアクリル板のみで制作した看板、極太文字の看板、細かく多数の文字が書かれている看板、原色を多用した看板等は設置しないように努める。ただし、歴史的なまちなみに配慮した意匠を用い、周辺景観と調和したものはこの限りでない。 		
色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・色彩の範囲は、R、YR系の色相では彩度6以下、Y系の色相では彩度4以下、その他の色相では彩度2以下とする。ただし、表示面積の20%以下に限りこれを超える色を使用できるが、Y、YR系の色相では彩度10、その他の色相では彩度8を超える色を使用してはならない。なお、着色されていない木材、石材又は銅板等の自然系素材の色はこの限りでない。 		
文字等		<ul style="list-style-type: none"> ・地色に占める文字の面積の割合を小さくするように努める。 ・キャラクター等のイラストや写真入りの看板は設置しないように努める。地域で親しまれているものはこの限りでないが、この場合も周辺景観との調和に配慮する。 		
照明等		<ul style="list-style-type: none"> ・点滅式照明、回転灯、ネオンサイン、LEDサイン、映像、レーザー光線等の動く光、点滅する光、原色を多用した光及び強い光等を用いた看板は設置しない。 		

【修景ガイドライン／別表】

■別表3：「みち」沿い等の広告物等誘導基準

「みち」に面する広告物等及び「界限」に含まれる広告物等には、別表2の基準に加え、下表を誘導基準として適用する。

区域	項目	誘導基準					
白壁のみち	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・低層の武家屋敷群が建ち並ぶ伝統的なまちなみを阻害することなく調和を図る。 ・原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。 					
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・取付位置は軒下で、人の目線を配慮した位置とすることが望ましい。 					
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は0.2m²以下を原則とする。 					
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・木質系を基本とする。 					
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・塗装をしない、又は無彩色とすることを基本とする。 					
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。 					
	十文字川のみち	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・十文字川の生活に潤いを与えるせせらぎ空間との調和を図る。 ・原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。 				
位置		<ul style="list-style-type: none"> ・取付位置は軒下で、人の目線を配慮した位置とすることが望ましい。 					
大きさ		<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は0.4m²以下を原則とする。 					
材料		<ul style="list-style-type: none"> ・木質系を基本とする。 					
照明		<ul style="list-style-type: none"> ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。 					
商家のみち	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な町家群との調和に配慮したうえで、旧街道の賑わいを思い起こさせるような意匠とする。 					
	大きさ	突出広告物	下屋庇上木製板看板	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の高さは、看板を定着する下屋根又は下屋庇の軒高の36/100以下を原則とする。 			
			袖看板・吊り看板	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は0.7m²以下を原則とする。 			
		壁面利用広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は1.8m²以下を原則とする。 			
		開口部のガラス面に設置する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス面積の50%以下を原則とする。(ガラスの屋内側に設置する広告も対象とする。) 			
		建植え広告物・置き看板・立て看板		<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は1.5m²以下を原則とする。 			
		のれん		<table border="1"> <tr> <td>長のれん</td> <td>・面積は2.7m²以下を原則とする。</td> </tr> <tr> <td>日除けのれん</td> <td>・面積は4m²以下を原則とする。</td> </tr> </table>	長のれん	・面積は2.7m ² 以下を原則とする。	日除けのれん
	長のれん	・面積は2.7m ² 以下を原則とする。					
	日除けのれん	・面積は4m ² 以下を原則とする。					
	垂れ幕・のぼり		<ul style="list-style-type: none"> ・面積は1.2m²以下を原則とする。 				
	材料	のれん・垂れ幕・のぼり		<ul style="list-style-type: none"> ・生地は布製を原則とする。 			

浦川のみち	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・漆喰、焼杉板、枝垂れ柳などの、風情と情緒が漂う空間を阻害することなく調和を図る。 ・原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。 					
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・取付位置は軒下で、人の目線を配慮した位置とすることが望ましい。 					
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は0.4m²以下を原則とする。 					
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・木質系を基本とする。 					
川辺のみち	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・背景となる山々やまちなみとの調和と城下町へと誘う空間であることに配慮した意匠とする。 					
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・建植え広告物、置き看板及び立て看板は川辺ゾーンの基準による。それ以外については、商家のみちの基準に準じる。 					
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・商家のみちの基準に準じる。 					
醤油蔵界限	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い煉瓦造の煙突と黒い板壁とのコントラストが効いたまちなみや近代洋風建築のハイカラモダンな雰囲気と調和した意匠とする。 					
	大きさ	突出広告物	下屋庇上木製板看板	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の高さは、看板を定着する下屋根又は下屋庇の軒高の36/100以下を原則とする。 			
			袖看板・吊り看板	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は1m²以下を原則とする。 			
		壁面利用広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は1.8m²以下を原則とする。 			
		開口部のガラス面に設置する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス面積の20%以下を原則とする。(ガラスの屋内側に設置する広告も対象とする。) 			
		建植え広告物・置き看板・立て看板		<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は0.75m²以下を原則とする。 			
		のれん		<table border="1"> <tr> <td>長のれん</td> <td>・面積は2.7m²以下を原則とする。</td> </tr> <tr> <td>日除けのれん</td> <td>・面積は4m²以下を原則とする。</td> </tr> </table>	長のれん	・面積は2.7m ² 以下を原則とする。	日除けのれん
	長のれん	・面積は2.7m ² 以下を原則とする。					
	日除けのれん	・面積は4m ² 以下を原則とする。					
	垂れ幕・のぼり		<ul style="list-style-type: none"> ・面積は1.2m²以下を原則とする。 				
材料	のれん・垂れ幕・のぼり		<ul style="list-style-type: none"> ・生地は布製を原則とする。 				
寺院界限	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・寺院の門前の静かな佇まいを阻害することなく調和を図る。 ・原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。 					
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・取付位置は原則として1階の階高さより低くする。 					
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は1.2m²以下を原則とする。 					
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・木質系を基本とする。 					
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。 					

(注)「醤油蔵界限」及び「寺院界限」の基準は、当該界限の中の醤油蔵又は寺院が接する通りに面する広告物等を対象とする。



発行年月：令和3(2021)年3月

編集発行：たつの市都市政策部まちづくり推進課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005-1

TEL(0791)64-3167 FAX(0791)63-2594

mail:machizukuri@city.tatsuno.lg.jp

編集：アルパック(株)地域計画建築研究所